

上場企業の監査法人の 登録制導入

制度調査部
吉井 一洋

監査の品質が低い監査法人は除名

【要約】

2006年4月6日、日本公認会計士協会は、カネボウやライブドアの粉飾決算への公認会計士の関与に対する批判を受けて「公認会計士監査の信頼性回復に向けて 協会の自主規制機能の一層の強化」を公表した。その概要は次のとおりである。

- (1) 上場企業の監査を行う会計士事務所・監査法人には、協会への登録を義務付け、一定水準の監査の品質を維持できない事務所に対しては、登録名簿から除名を含む処分を行う。
- (2) 包括的な倫理規則の整備と強化を図る。
- (3) 2006年3月期の監査において、投資事業組合等に対する深度のある監査を実施し実態を把握するよう要請する。それとともに、実務指針を整備する。

(1)、(2)の規則改正は、2006年秋のJICPA臨時総会で行い、(1)の登録制は2007年度から導入する予定である。

2006年4月6日、JICPA(日本公認会計士協会)は、カネボウやライブドアの粉飾決算問題等、公認会計士の関与が取りざたされている不祥事への批判を受けて、「公認会計士監査の信頼性回復に向けて 協会の自主規制機能の一層の強化」を公表した。

昨年(2005年)10月25日にも、JICPAは、カネボウ事件を踏まえ、「公認会計士監査の信頼性回復に向けて」という文書を公表した。同日、金融庁の公認会計士・監査審査会も、「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」を公表した。これらはカネボウの粉飾決算事件への批判を受けて公表されたものである。

これらの文書では、公認会計士法上、継続監査期間7年、インターバル期間2年とされている公認会計士のローテーションを、4大監査法人については、継続監査期間5年、インターバル期間2年と短縮するよう求めている。さらに、4大監査法人に対して協会による品質管理レビューとこれを受けた公認会計士・監査審査会による審査・検査を緊急に実施するとしている。

しかし、その後、ライブドアの粉飾決算が問題となったため、新たに、今回の措置を公表するに至ったわけである。

今回の文書では、カネボウやライブドア事件のような公認会計士が関与した不祥事の再発を防止するため、次のような対策を講じることとしている。

1. 協会の自主監査機能の一層の強化と包括的倫理規則の制定

(1) 上場会社監査事務所部会の創設と登録制の導入

下記の登録制度を 2007 年度から実施する。

協会は品質管理委員会に上場会社監査事務所部会を創設し、上場会社を監査する事務所に対して当該部会への登録を求める。

登録した監査事務所のうち、一定水準の監査の品質を維持できない事務所については、登録名簿から除名を含む処分を行う。

登録に際して、監査事務所は以下の から の義務を誠実に履行する旨の誓約書を会長に提出する。

従来から要請されていた、JICPA の品質管理レビュー（注）への全面協力、品質管理レビューの結果を受けた改善勧告に対応する適切な改善措置の実施、監査事務所による品質管理実施状況の報告書等の提出（毎年）を行うこと

監査事務所が設定した品質管理システムに関する方針や手続等を文書化し上場会社監査事務所部会に提出する。

の方針及び手続を誠実に履行すること

規律違反があった場合には、登録名簿からの除名を含む処分を受け入れること

現行の品質管理審議会を改組すると共に、登録制度の運営を同審議会に委ねる。

品質管理審議会には、品質管理レビューの結果を受けた改善勧告に対応した適切な改善措置を講じない登録監査事務所に対する処分権が付与される。

（注）JICPA が、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理状況をレビューする制度。即ち、JICPA が監査の質をチェックする制度である。この品質管理レビューの結果を金融庁の公認会計士・監査審査会が審査し、必要に応じて公認会計士・監査法人に立入検査を行う。

上記（1）のため会則・規則変更は、2006 年秋の JICPA の臨時総会に議案として上程する。

(2) 包括的な倫理規則の整備と強化

今年（2006 年）2 月に JICPA は、倫理委員会に独立性検討作業部会を新設した。同作業部会で、監査の独立性に関する倫理規則、注解、具体的な解説といった倫理規則等の整備に取り組む。それと共に、IFAC（国際会計士連盟）が取り組んでいる包括的倫理規則との整合性を図りながら、国際的に遜色のない総合的な規則等の整備作業を精力的に進める。

（2）の倫理規則改正案は、2006 年秋の JICPA の臨時総会に議案として上程する。

2. 本年 3 月決算に係る監査上の特別留意点

投資事業組合等に対する深度ある監査の実施

ライブドアが投資事業組合を用いて粉飾決算を行ったと報道されていることを受け、今年（2006 年）3 月期決算において投資事業組合等に関し、深く監査を実施することでその実態把握に努め、適正な対応が行われるよう、協会員に対して要請している。

特別目的会社や投資事業組合等の連結については、ASBJ（企業会計基準委員会）で検討しているところではあるが、JICPA も具体的な監査の実務指針の作成に着手する。

虚偽記載等に関与した公認会計士、監査法人に対する行政処分、刑事罰、民事上の損害賠償責任をまとめると、次の表の通りである。

	公認会計士	監査法人
行政処分	2年以内の業務の停止又は登録の抹消 虚偽記載等のある財務諸表を、故意に、適正なものとして監査証明をした場合 (公認会計士法)	戒告、2年以内の業務の一部又は全部の停止、解散 社員公認会計士が故意に(又は相当の注意を怠ったことにより、重大な)虚偽記載等のある財務諸表を、適正なものとして監査証明をした場合等 (公認会計士法)
罰則	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、又はその併科 有価証券報告書の虚偽記載の幫助罪 金融商品取引法案では10年、1,000万円 (証券取引法)	無し 監査法人の両罰規程が無い (証券取引法)
民事責任	有り (証券取引法)	有り 社員公認会計士(特定の証明について業務を担当する社員を指定し、監査対象会社に通知した場合は、指定社員)は、無限責任を負う。 (証券取引法)

今回、JICPAが導入する登録制度は、法律上の行政処分等の対象とならなくても、登録制度を設けて、監査の品質が低い監査事務所を登録対象からはずすことで、監査の品質を維持しようとするものである。

公認会計士法では、虚偽記載に協力した公認会計士に対する行政処分の規定はあるが罰則(刑事罰)の規定は無い。罰則は、証券取引法に定められている。しかし、証券取引法では、公認会計士は罰則の対象となりうるが、監査法人は罰則の対象とされていない。そこで、政府(金融庁)・与党は、監査法人にも罰則を適用するよう検討をしていると報じられている。JICPAの今回の対策は、このような動きを牽制する意味もあると思われる。その一方で、JICPAは民事上の損害賠償責任に関連して、監査法人の社員が無限責任を負わなければならない点を軽減しよう求めている模様である。民事上の責任軽減を求める一方で、刑事罰の強化は受け入れないというのでは、「公認会計士監査の信頼性回復」にはつながらないと思われる。

今回の登録制導入は、会計士事務所・監査法人にとっては、登録から除外された場合は上場会社に対する監査が実質的には行えなくなるというプレッシャーになり、虚偽記載への関与を予防する効果が、ある程度は期待できる。しかし、自主ルールの整備だけに委ねるのではなく、法律での対応も必要と思われる。カネボウの粉飾決算の際に、監査法人の刑事責任を問えなかったことや、ライブドア事件では監査法人ぐるみで粉飾に加担したとも思われることなどを踏まえると、「とかげの尻尾きり」にならないよう、監査法人に対する刑事罰の導入を検討すべきであろう。

さらに重要なのは、監査の品質について実効性のあるチェックが行われる体制となっているか否かである。企業会計審議会による監査の品質管理に関する基準の設定などの対応はとられているが、それだけではなく、日本公認会計士協会の品質管理レビュー担当者や公認会計士・監査審査会の人員増強、公認会計士・監査審査会の権限強化(公認会計士・監査法人への直接的な検査の導入等)など、チェック体制の整備・強化も図っていく必要がある。

ライブドア事件のように、中小の監査法人が上場企業の監査を行う場合、その監査対象企業の監査報酬が、その監査法人の収入の大半を占めるといったケースも考えられる。このようなケースでは、監査法人が、監査対象企業に対して厳しい姿勢で監査ができるか疑問である。したがって、このようなケースについては、その監査法人に対し、特定の会社からの報酬に対する依存度を引き下げるよう求める、被監査企業に対して他の監査法人によるダブルチェックを求める、監査法人のローテーションを求める等、監査の信頼性を保つための何らかの対応を考える必要があると思われる。